

入 札 説 明 書

福岡県が発注する集中制御機等更新工事(一般競争入札)に係る入札公告に基づく入札等については、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月3日(火)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部施設課契約係

電話番号 092-641-4141 内線 2285

(2) 工事に関すること

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部交通部交通規制課管制企画係

電話番号 092-641-4141 内線 5213

3 工事内容等

(1) 工 事 名 豊前地区集中制御機更新及び回線種別変更等工事

(2) 工事場所 豊前市大字八屋1889番地2先ほか

(3) 工事概要 電気工事(老朽化した集中制御機の更新及び回線種別の変更等工事)

4 工期 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

5 電子入札に関する事項

(1) 本工事は、入札手続(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事であり、電子入札によらない者の参加は認めない。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続(以下「紙入札方式」という。)によることができる。

(2) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式移行申請書を2の(1)の部署へ提出して契約担当者の承認を受けること。

(3) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。

(4) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準による。

6 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

電気工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年12月福岡県告示第805号)」に定める資格を得ている者(令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)登載者)

7 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和7年6月17日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札者決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- (5) 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 建設業法第3条第1項に規定する営業所を、福岡県内に有すること。
- (7) 電気工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAであること。
- (8) 平成22年度以降に元請けとして、交通管制センター機器設置工事の施工実績（共同企業体による施工については、代表構成員としての実績に限る。）を有すること。

交通管制センター機器設置工事とは、都道府県警察が発注（起工）した交通管制機器の新設又は高度化更新工事のことである。

- (9) 電気工事業について、次の基準を満たす専任の主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できる者であること。

ア 平成22年度以降に交通管制センター機器設置及び高度化更新工事の経験がある者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（注意）

「専任の主任技術者又は監理技術者」とは、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事現場に常駐できる者であり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号に該当する経営業務の管理責任者でない者及び同法第7条第2号又は第15条第2号の規定による営業所における専任の技術者でない者のことである。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札手続の公正性・透明性を粗害するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社若しくは民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社との関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

8 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 場所

工事請負契約書案の縦覧を2の(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を2の(2)の部署で行う。

(2) 期間

令和7年6月3日（火）から同年7月16日（水）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時45分まで

9 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は受付場所へ持参するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

ア 場所

2の(2)の部署に同じ。

イ 期間

令和7年6月4日（水）から同年7月7日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

2の(1)の部署に同じ。

イ 期間

令和7年7月9日（水）から同年7月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

10 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は(3)に掲げる書類を持参又は電子入札システムにより提出すること。

(1) 申込受付期間

令和7年6月3日（火）から同年6月17日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 受付場所

2の(1)の部署に同じ。

(3) 提出書類

提出書類については、次のとおりである。

ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種工事施工実績調書（様式第2号）

ウ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（様式第3号）

エ 特定建設業許可通知書の写し

オ 令和7年度入札参加資格審査申請書の受理票の写し

（インターネット申請の場合は、競争入札参加資格審査申請書審査結果（建設工事）の写し）

カ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの）

(4) 提出方法

ア 電子入札システムによる場合

(3)イからカの提出書類を電子入札システムに、PDF形式として一つのファイルにまとめて添付する。添付できない提出書類については、直接持参すること。

イ 紙入札方式による場合

(3)の提出書類を直接持参すること。

(5) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 受付期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

11 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は、令和7年6月30日（月）までに競争参加資格確認通知書により通知する。

12 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと決定された者は、福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領（平成14年12月24日総務部長依命通達）（以下「苦情処理手続要領」という。）の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和7年7月7日（月）までに書面（苦情処理手続要領様式第1号）を2の(1)の部署へ持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) (2)の書面の提出があったときは、令和7年7月9日（水）までに説明を求めた者に対して書面（苦情処理手続要領様式第2号）により回答する。

13 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

電子入札システムによる入札は、令和7年7月1日（火）から同年7月16日（水）午前9時50分までの電子入札稼働時間

紙入札方式による入札は、令和7年7月16日（水）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより入札手続を行う者（以下「電子入札業者」という。）は、電子入札システムにより提出し、紙での入札手続を行う者（以下「紙入札業者」という。）は、入札書を直接持参すること。

イ 入札執行回数は、1回とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記録した電磁的記録を含む。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

14 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。紙入札業者は入札時に工事費内訳書を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

15 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに13の(2)の場所において行う。

16 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から8日間（県の休日を除く。）とする。

(2) 開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

18 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 金額を訂正した入札

- (3) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (4) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (6) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札保証金が16に規定する金額に達しない入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（競争入札参加資格の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により、必要事項を確認できない入札を含む。）
なお、くじによる落札決定を要しない場合においても、くじ番号の記載がない、若しくは必要事項を確認できない入札は無効とする。

19 最低制限価格の有無

有

20 予定価格及び最低制限価格の事前公表の有無

有

21 予定価格及び最低制限価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項

(1) 場所及び方法

2の(1)の部署に掲示

(2) 期間

令和7年6月30日（月）から同年7月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 注意事項

ア 最低制限価格を下回る金額での入札は無効となる。

イ 予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。（入札辞退届を提出すること。）

22 支払条件

(1) 前金払

有

(2) 部分払又は中間前払金（選択）

有

23 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札価格による申込みをした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定は、原則として開札日に行うものとする。

- (4) (1)又は(2)により落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を2の(1)の部署において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

24 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

25 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施工令、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 落札者は契約の締結に当たって、工事請負契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (6) 落札者は、10の(3)の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。
- (7) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合には、入札を取り止める場合がある。
- (8) 競争参加資格確認申請書又は技術資料等の提出書類に虚偽の記載をした場合、指名停止を行う場合がある。

また、前段に該当する者が行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消す場合がある。